

いわき都市計画土地区画整理事業の決定

【いわき市復興整備計画（いわき市決定）】

都市計画薄磯震災復興土地区画整理事業を次のように決定する。

|         |          |                                                                                                    |                   |                               |
|---------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------|
| 名 称     |          | 薄磯震災復興土地区画整理事業                                                                                     |                   |                               |
| 面 積     |          | 約 37.2ha                                                                                           |                   |                               |
| 公共施設の配置 | 道 路      | 種 別                                                                                                | 名 称               | 配 置                           |
|         |          | 幹線街路                                                                                               | 3・6・174<br>小名浜四倉線 | これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。 |
|         |          | 上記都市計画道路を基幹に土地利用に応じて区画道路を配置し、適正な街区を形成する。                                                           |                   |                               |
|         | 公園及び緑地   | 津波被害の軽減を図り安全で快適な市街地環境を形成させるため、海岸沿い及び河川沿いには津波防災緑地を配置する。<br>また、公園は、誘致距離等に配慮しながら適正な場所に配置する。           |                   |                               |
|         | その他の公共施設 | 道路整備に合わせ、雨水排水施設、上水道供給施設を整備する。                                                                      |                   |                               |
| 宅地の整備   |          | 宅地は住居系の土地利用を基本に整備する。<br>この内、既成市街地は、被災前の土地利用を考慮し、住環境に配慮しつつ、ある程度の用途混在を許容した住居系用途とし、高台造成団地は住居専用系用途とする。 |                   |                               |

「施行区域は計画図表示のとおり」

## ■ 理 由

薄磯地区は、市中心部から南東約 10km の太平洋沿岸に位置し、山と海に挟まれた南北に細長い平坦地に住宅、水産加工施設、商業施設、民宿等観光関連施設からなる市街地が広がり、自然と調和した優れた住環境を形成していた。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により甚大な被災を受けたことから、早期復興が望まれている。

このことから、市街化調整区域である山林部約 17.4ha を含む約 37.2ha を対象地区として、災害に強く安全で快適な市街地の総合的な整備を行うため、復興整備計画に記載し、薄磯震災復興土地区画整理事業を、本案のとおり都市計画決定しようとするものである。



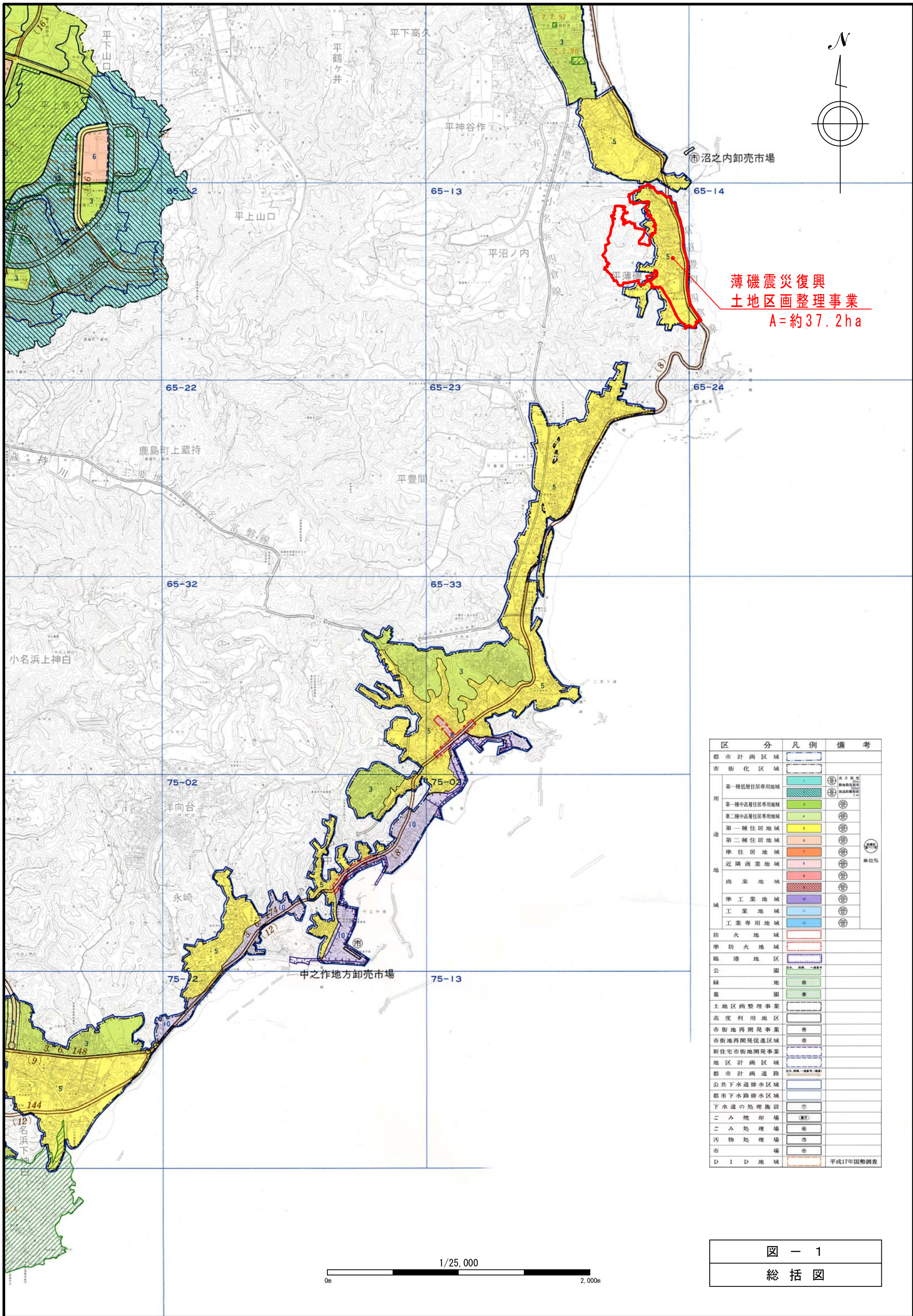
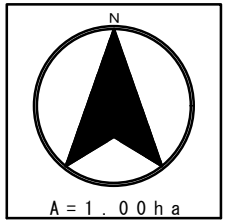


図 - 1  
総括図





薄磯震災復興  
土地区画整理事業  
A=約37.2ha

3.6.114 小名浜四倉線 W=8.0m L=18,240m

| 凡 例 |       |
|-----|-------|
|     | 施行区域界 |
|     | 既決定   |
|     | 変更分   |

